アーカイブの利活用促進に向けた 取組状況について

平成28年3月 内閣官房 知的財産戦略推進事務局

知的財産推進計画2015におけるデジタルアーカイブに関する記載

取り組むべき主な施策

◎統合ポータルの構築

書籍、文化財、放送番組、マンガ・アニメなど多岐に渡るアーカイブの連携・横断の促進(統合ポータルサイトの整備)

◎分野ごとの取組の促進

- コンテンツの各分野においてアーカイブ構築の中核となる 取りまとめ役(アグリゲーター)を定め、取組を強化
 - ▶ 書籍等:公共・大学図書館等の資料のデジタル化への支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
 - ▶ 文化財: 日本遺産等のデータ集約や多言語化、全 国の博物館・美術館等への情報提供
 - メディア芸術: メディア芸術データベースの利活用 促進
 - ▶ 放送コンテンツ:教育目的や遠隔地での放送コンテンツ利用促進

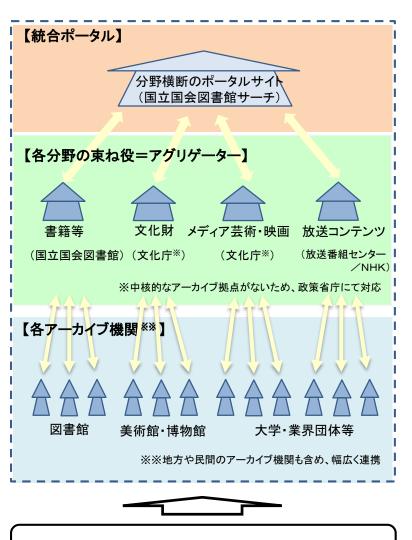
◎アーカイブ構築と利活用促進のための著作権制度の整備

権利者不明著作物(孤児著作物)の利用円滑化等のための 著作権制度整備(裁定制度における補償金供託の見直し、 裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等)

◎関係省庁等連絡会及び実務者協議会の設置

• 関係省庁、国立国会図書館、主要アーカイブ機関による連携を図るための協議会を設置

【アーカイブの連携体制】

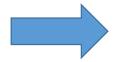


関係省庁等連絡会/実務者協議会

関係省庁等連絡会及び実務者協議会の設置

【知的財産推進計画2015における記述】

アーカイブ連携の具体的方策や・・・コンテンツのデジタルアーカイブについての課題を共有・検討するとともに、実務的な課題に対応するため、本年度、 関係省庁、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーターの実務者等を含めた・・・関係省庁等連絡会及び実務者協議会(仮称)を開催する。



平成27年9月に関係省庁等連絡会および実務者協議会を設置 (連絡会を1回、実務者協議会を3回開催)

関係省庁等連絡会

- ・アーカイブ連携を巡る課題の共有・検討
- •実務者協議会で検討すべき事項の決定

実務者協議会

- 実務的な課題に対する対応策の検討
- •今後検討すべき実務的課題の抽出・提案



アーカイブ連携の方策やメタデータオープン化などの実務的課題については、実務者協議会で対応策を検討の上、各アーカイブ機関における取組に反映(必要に応じ、関係省庁等連絡会に対し、施策的な手当てを要請)

<u>関係省庁等連絡会</u>

議長:内閣官房内閣審議官(知的財産戦略推進事務局次長)

副議長:文化庁長官官房審議官

幹事役:国立国会図書館電子情報部長 構成員:総務省情報流通行政局審議官 文化庁文化部長、文化財部長 経済産業省商務情報政策局審議官

必要な情報を提供

幹事会 (関係省庁の課長級)

検討要請

検討結果 の報告

<u>実務者協議会</u>

構成員 アーカイブに関する有識者 分野ごとのアグリゲータ 主要アーカイブ機関

(オブザーバー 関係省庁の課長級)

実務者協議会の当面の検討事項について

課題

- **○デジタルアーカイブ構築に係る課題**:分野横断型の統合ポータル構築に向けて、アーカイブ間の連携・横断の促進に係る諸課題の検討
- **○アーカイブの利活用促進に係る課題**:コンテンツの利活用促進に向けて、コンテンツへのナビゲーションの整備、二次利用の促進に係る諸課題の検討

デジタルアーカイブ構築に係る課題

(1)分野横断型統合ポータル構築に向けた段階的整備

- 目指すべきデジタルアーカイブ連携の枠組検討(分野別・ 地域別アグリゲータに期待される役割・機能の整理等)
- 「国立国会図書館サーチ」と「文化遺産オンライン」との連携
- その他の分野間の連携に関する課題の整理・共有

(2)分野ごとのアーカイブ機関・アグリゲータに おける段階的整備

- 主要アーカイブ機関における取組状況の共有 (所蔵資料のデジタル化状況、メタデータの整備・公開状況、 分野や地方ごとのメタデータ集約状況 等)
- 連携に関する課題の整理、段階的整備策の検討 (メタデータの整備・公開における課題の検討、準拠標準の 検討(メタデータ交換・WebAPI等)等)

アーカイブの利活用促進に係る課題

(1)メタデータのオープン化の推進

- メタデータのオープン化状況の確認
- 課題の整理と対応策の検討

(2)コンテンツの利用条件の表示の促進

- コンテンツのライセンスとその表示状況の確認
- 課題の整理と対応策の検討
- (3)コンテンツ(孤児著作物を含む。)利活用 促進のための制度整備に関する情報共有

その他

- ・関連する研修・イベント等の情報共有と広報等の連携方 策の検討
- ・想定される更なる検討課題 メタデータ交換・コンテンツ流通等のための共通標準、 海外への発信・地方からの発信等目的別ポータル構 築の促進、中長期的人財育成方策 等

デジタルアーカイブ構築に係る課題について

○分野横断型の統合ポータル構築に向けて、アーカイブ間の連携・横断の促進に係る諸課題を共 有するとともに、今後の方向性を協議

現状と課題

(1)分野・地方の状況を踏まえた連携モデルの必要性

- 分野、地方によって状況は様々であるため、それぞれの 状況を踏まえ、段階的に整備する必要がある。
- 分野によっては取りまとめ役(アグリゲーター)の設定が 困難な場合があるため、アグリゲーターに頼らない連携 の方策の検討も必要である。
- アーカイブ間の連携を促進するには、連携のメリットやメタデータを流通させる意義を共有する必要がある。

(2)中小規模機関などにおける連携の課題

- 中小規模の機関や地方において、メタデータの流通に向けた取組を進めることは困難な場合が多い。
- 美術館など冊子目録といった紙媒体でのメタデータの整備が進んでいる分野であっても、機械可読化しデータベース提供していくためには、相当の手間がかかる。
- 各機関でデータベースを提供していても、アーカイブ間の 連携のためのメタデータのマッチング等にかなりの手間 が発生することから、連携が進まない。

今後の方向性

(1)連携モデルに基づく取組の推進

- 分野、地方によって状況は様々との課題を踏まえ、考えうる連携パターンを整理。分野と地方の両方から、デジタルアーカイブの連携のため、必要な検討を進める。
 - ① 国立国会図書館サーチと直接連携
 - ② 文化遺産オンラインなど分野をまとめるアグリゲーターと連携
 - ③ 地方をまとめるアグリゲーターと連携
 - ④法人単位等、連携しやすい可能な単位でまずは連携
 - ⑤ 連携しないが、外部連携インターフェース(API)を通じてメタデータを自由利用可能な条件で提供

(2)メタデータ連携のための取組の検討

 各機関のメタデータの集約・共有の進捗状況に応じて、 ①メタデータの集約・共有を進める取組と、②メタデータ の集約・共有後の連携を促進する取組に、段階を分けて検討する。

アーカイブの利活用促進に係る課題について

〇コンテンツの利活用促進に向けて、コンテンツへのナビゲーションの整備、二次利用の促進に係る諸課題を共有するとともに、今後の方向性を協議

現状と課題

(1)メタデータのオープン化の推進に係る課題

- メタデータの定義が分かりにくいため誤解を生じ得る。
- メタデータであっても、作成・管理に工数がかかっており、 オープン化に消極的な機関もある。

(2)サムネイル/プレビューの扱いに係る課題

• 各機関では、所蔵館内での利用に限定した許諾を受けている場合が多いため、他の組織での利用は難しい。

(3)コンテンツの利用条件の表示の促進に係る課題

• コンテンツについて、デジタル化の整備状況や、利用条件も様々。また、デジタル化の目的も、①保存のため、②利活用のため、③発見の容易化のため、などあるが、特に②③を意識した、流通可能な利用条件が整備されていない状況。

今後の方向性

• デジタルアーカイブ利活用を検討する上で、デジタルデータの流通単位として、図1に示す三層構造を定義。各層に分けて、その取扱いを検討する。

(1)メタデータのオープン化の検討

- メタデータのオープン化は、世界的な方向であり、公的機関を対象に、オープン化に必要な対応について検討する。
- 公的機関は、CCO(※)等の世界流通基準の利用条件表示 をメタデータに付与した上で利活用を推進する方向で検討 を進める。

(2) サムネイル/プレビューの扱いの検討

• サムネイル/プレビューの一般的な利用には制度整備が必要であるため、法改正へ向け引き続き必要な対応を進める。

(3)コンテンツの利用条件の表示の促進の検討

• 公的機関のものや公的助成を受けて作成されたデジタルコンテンツについては、流通可能な利用条件を整備することが望ましいため、これを推進する方向で検討を進める。

図1 デジタルアーカイブ 連携におけるデジタ ルデータの流通単位

メタデータ サムネイル/プレビュー 元データ(コンテンツ) (※)欧米で広く採用されている利用条件表示の一つ。 何の制限・条件もなくメタデータを二次利用できる ことを意味する。

分野ごとの取組の状況

書籍分野

- 各図書館の所蔵目録の整備支援、統合・提供を実施
- 公共・大学図書館等及び国立国会図書館所蔵資料につき、コンテンツ拡充のための資料デジタル化を促進
- 維持困難となったアーカイブコンテンツの保護や、メタ データ整備支援、集約・提供等、各図書館のデジタルコン テンツのアクセス保証を実施
- 各図書館のデジタルコンテンツのウェブ公開の推進
- デジタル化資料の利活用を促進
- 資料のデジタル化研修及びデジタル化等に関する情報提供やデジタルアーカイブを周知するイベントを実施
- ⇒ 今後、上記取組を継続予定

文化財分野

「文化遺産オンライン」に関し、

- 博物館・美術館等の収蔵品情報のデジタル化等の 作成・登録、
- 国指定文化財画像の収集等、
- 美術館・博物館への広報等、データ登録や利活用 の推進に資する普及啓発活動、を実施
- ⇒ 今後、上記取組を継続するとともに、セキュリティ 強化やデータベース連携等のためのシステム改 修等を実施予定

分野間 連携•横断

- 国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとのアーカイブ連携の実現に向けた調整を開始
 - ⇒ 平成28年度の連携の実現を目指し取組を推進する

メディア芸術分野

マンガ・アニメーション・ゲーム・メディアアートに関し、

- ■「メディア芸術データベース」の利用促進に係る調査研究を実施
- 各研究機関等における作品のアーカイブ化に係る取 組への支援を実施

映画フィルムに関し、

- 東京国立近代美術館にて、収集・保存・修復等を実施
- ⇒ 今後、上記取組を継続するとともに、上記調査研究 結果を踏まえたシステム改修等を実施予定

放送コンテンツ分野

- NHK、放送番組センターにおいて、放送番組のデジタルファイル化や、一定条件の下、一部のコンテンツの公開を実施
- アーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を実施
 - ⇒ 今後、上記取組を継続予定

アーカイブ構築と利活用促進のための基盤整備

著作権制度の整備・検討

- 平成27年6月、著作権法上、所蔵資料を保存の ために複製できる施設に、営利を目的としない法 人により設置された登録博物館・博物館相当施設 を包括指定
- 著作権者不明等の場合の裁定制度の要件緩和
 - 一度裁定を受けた著作物等の利用を更に円滑化するため、「相当な努力」の要件を緩和(平成28年2月15日 付文化庁告示改正)
 - 過去に裁定を受けた約22万点の著作物等の情報を文 化庁ウェブサイトで公開
- アーカイブ機関における著作物等の活用について、 関係者からの意見聴取を実施し、
 - 美術の著作物や写真の著作物を展示する者が、電子 端末等で観覧者に作品の解説等を提供するために、これらの著作物を複製する行為
 - アーカイブ機関が、美術の著作物又は写真の著作物の紹介を目的として、当該著作物のサムネイル画像を公衆送信する行為

について法改正の方向性が示された。

⇒ 今後、具体的な制度設計について検討を行う

人財育成

- 司書・学芸員養成課程におけるデジタルアーカイブ関連科目拡充
 - 平成24年度から、司書養成課程は「図書館情報技術論」にて、学芸員養成課程は「博物館情報・メディア論」にて、それぞれデジタルアーカイブに関する内容を追加
- Europeana担当者及び国内有識者を招いたデジタルアーカイブに関するシンポジウム開催、資料デジタル化の手引きの公開、デジタル化研修実施
- ⇒ 今後も継続的に、アーカイブの必要性やアーカイブ人財の重要性に認識を広めるためのシンポジウム、研修開催等の取組を実施する